

案件
全体

意見・質問	回答等
<p>○一般競争入札の建築工事で高落札率であるが当初見積りの実態は。</p> <p>○市は適切な価格での落札を望まれているのですよね。</p> <p>○条件付一般競争入札のスポーツセンターテニスコート改修工事の落札率 38.96%については。</p> <p>○簡易公募型指名競争入札では、市営陶器町住宅中棟改修工事（入札率 69.84%）、条件付一般競争入札では、阪急新駅前広場（西側）整備工事（入札率 66.32%）と低いのですが、低くても良いものが出来たらいいのですが。</p> <p>全体の入札状況については、実情に合った落札と思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発注金額の大きい案件については、建設需要の増大から資材や労務単価が高騰し、事業者の利益確保が困難となっていることから、全国的に入札不調や高落札率の受注が起きていると認識しています。 ・上記の理由から、本工事が高落札率受注となったことはやむを得ないと考えています。 なお、低入札については品質確保や下請け業者へのしわ寄せが問題となりますので、一般競争入札で調査基準価格を下回った場合は、価格の妥当性について一定の審査を行っています。 ・落札業者は、当該業種に係る専門業者であり、使用材料の在庫を持っていたため低落札率でも受注可能だったと考えています。 ・前述しましたように、低入札での問題は品質確保や下請け業者へのしわ寄せです。これらの問題が起こらないよう現場での監督を強化しています。